

議長（高木将君） 次，26番宇野隆子君の発言を許します。

〔26番 宇野隆子君登壇〕

26番（宇野隆子君） 日本共産党の宇野隆子です。発言通告に基づいて一般質問を行います。

最初に，庶民大增税・負担増に対する軽減策についてお伺いいたします。

小泉内閣の税制改革は，括弧つきの改革ですけれども，ことしの市県民税が大幅に増税になりました。地方税法の改正と言いますと聞こえはいいのですが，国民にとって大幅な負担増の改正ですから，地方税法の改悪と言った方が正しいと思います。

市民は，6月に入って送られてきた住民税の通知を見て，昨年に比べ3倍，あるいは5倍に上がっていると。また，3,000円から3万円になってしまったと，まさに10倍です。市役所の計算違いではないかと，このように市役所には電話の問い合わせや相談が殺到したと聞いております。大增税になった原因を挙げれば，高齢者の住民税非課税限度額の廃止，定率減税の半減・廃止，また老年者控除の廃止，年金生活者への公的年金控除の縮小などが挙げられます。

住民税が上がれば，当然，国保税，介護保険料も連動してアップします。さらには，保育料，市営住宅の家賃，老人医療費の窓口負担など雪だるま式に影響が及び，これでは市民の生活が成り立ちません。

これらに対し日本共産党は，政府に緊急に申し入れを行いました。1点目は，今実施されている高齢者への大增税については直ちに中止し，見直しを図ること，2点目として，今後実施予定の増税については凍結すること，以上の2点です。このような庶民大增税・負担増の税制改悪により，市の財政は増収になりますが，その一方で市民への影響はどうかお伺いをいたします。

5月31日の市議会臨時会の折，私は，地方税法の専決処分について議案の質疑を行い，その際，2006年度の納税義務者4万3,156人と，そのうち非課税者が1万6,567名，昨年2005年ですけれども，非課税者が1万8,561人と，約2,000人が新たな課税者になるという答弁をいただいております。2005年度と2006年度を比較して，非課税者数，また全体として何名増となり，今年度増収額が幾らになるのかお伺いいたします。

このような一連の庶民大增税・負担増に対し，市長はどのように受けとめられておられるのか，ご見解をお聞かせください。

また，低所得者，高齢者への住民税大增税・負担増に対する軽減策について，私は3点について市長のご見解をお伺いいたします。

1つは，国に対して高齢者の大增税の中止・見直しを求めること。

2つ目に，急激な増税となる年金生活者世帯などに対して，市として住民税，国保税，介護保険料の減免措置を創設・拡大すること。また，新たな高齢者の負担増となるサービス事業の見直しは行わないこと。

3点目として、医療費控除、寡婦控除、障害者控除など、負担軽減制度の周知をしっかりと図ること。特に障害者控除については、障害者手帳を持っている人だけでなく、介護保険で要介護認定を受けていると障害者の認定が受けられる場合があるので、きちんとこのことを周知すること、これらを要望したいと思います。特に障害者控除については、どのように周知されておられるのか、あわせて伺いをいたします。

2番目に、PCB処理施設建設計画と県の対応について伺います。

この問題につきましては、昨年12月、引き続きことしの3月の議会で一般質問を行いました。その際市長から、地域住民の反対の意思を尊重されて、次のような答弁をいただいております。「企業誘致の基本的な考え方は、地域住民の安心安全の観点からも、健康被害を及ぼすものには同意するわけにはいかない。地域のイメージアップにつながる業種の企業立地を理想とする」という大変力強い答弁です。そして、常陸太田、常陸大宮の両市長とも、地域住民による賛同が得られない、反対の立場を取らざるを得ないとして、当市においては3月1日、県に反対の意見書を提出されております。

3月15日付の毎日新聞の報道によりますと、県の廃棄物対策課では、3月にPCB廃棄物の処理計画案をまとめ、県内に保管・使用されているすべてのPCBを、2014年度末までに、北海道室蘭市内に建設される広域処理施設で処理すると、県は3月末までに北海道と調整をし、計画を策定することを打ち出したという内容です。

一方、今、建設を計画されている事業所3社の共同出資で新しく設立したエコロジック・ジャパン株式会社ですけれども、今、説明会を積極的に開いて、安心安全、雇用や税収などを一方的に説明するなど、市民への賛成への働きかけを盛んに行っております。県に事業計画書を提出する際に、賛成者の同意を取りつけるということで、非常に活発に動いているかと思えます。

しかし、両市が反対の意見書を提出していると、また、市内3団体からも反対意見書が既に出ているわけです。例えば、産業廃棄物処理場建設反対合同連絡会の団体からも、これらの建設に対しては、地域住民総意に基づき絶対反対の立場を明らかにし、建設撤廃まで一致団結して頑張り抜く決意を明らかにしております。「市当局においても、地域住民のこれらの懇願の趣旨を十分おくみとりいただき、建設反対の立場を内外に明らかにされるよう、強く要請するものである」と。また、茨城みずほ農業協同組合代表理事、理事長名で、平成18年5月第7回理事会においても、全員一致で絶対反対を決議いたしました。「当局におかれましては、将来危惧される環境破壊の危険性を深く認識し、県知事に対して建設許可しないように働きかけられますよう、このことを強く要望いたします」、こういう意見書などが出ているわけです。

私は、こういう両市の反対、またこういう団体からの意見書、こういうことを今建設しようとしているエコロジック・ジャパン株式会社が理解をすれば、速やかに撤退をすると、このことが企業の筋ではないかと思えます。

反対の意見書提出後、県から何らかの報告があったのかどうか。既に意見書を提出して

から6カ月が経過しているわけです。宮の郷工業団地のあり方、企業誘致にも影響することであり、PCB建設計画の棄却という早急な結論を引き出すことが求められていると思いますが、この間の県との対応についてお伺いをいたします。

県の廃棄物対策課によりますと、2003年3月末現在、県内の事業所約1,300カ所に高圧トランス、高圧コンデンサーが約6,000台、300カ所に安定器14万個余が保管されているという調査結果が報告されております。当市の保管状況ですが、事業所数、種類、量についてお伺いをいたします。

3番目に、公共交通の確立についてお伺いいたします。

まず1点目、市民バスの拡充と整備について伺います。

現在運行されております市民バスは、常陸太田地区で8コース、この7月から、金砂郷地区で1コース、水府・里美地区で1コースの運行が始まりました。また、患者輸送バス、愛称みどり号ですけれども、金砂郷地区で4コースを初め、水府地区、里美地区も運行が行われておりまして、公共施設の利用や病院、買い物などのための便利な交通手段として、さらには、安心して利用できる公共交通として非常に喜ばれております。

市が昨年8月から9月に市民バス等に関するアンケート調査を行っておりますが、その結果を見ますと、利用の効果について、1人で外出する機会がふえたという理由が最も多く、高齢者の方などの交通弱者が、自立して外出する手段として利用している実態が見られます。また、利用する理由として、送迎を人に頼まなくて済む、目的地に行く、家の近くを通るといった回答が多く、今後の利用意向については、時間が合えば、バス停があれば、本数があればと、このように答えております。

茨城県で一番広がった常陸太田市にふさわしい交通体系をつくるにはどうすればよいかという観点から、ことしの5月、常陸太田市地域交通会議が設置され、今、協議検討されておりますけれども、今後の路線などの拡充計画などにつまましての取り組みの状況について、お伺いをいたします。

また、この市庁舎敷地内の停留所が屋根つきとなって、先ごろ整備をされました。私は、買い物袋を持った高齢者の方々が、縁石、あるいは地面に座ってバスを待っている姿をよく見かけます。そのそばを通るたびに、本当に申しわけないなという気持ちで通り過ぎるわけですけれども、必要な要所所には、庁舎敷地内のバス停と同じように、バス停の整備が必要だと思います。例えばシルバー人材センターなどに委託するなど、方法はいろいろあるかと思いますが、ぜひ高齢者の方々のためにサービスの充実を図ってほしいと思いますが、いかがでしょうか、お伺いをいたします。

2点目に、乗り合いタクシーの実施についてお伺いいたします。

赤字路線バスの休廃止や、市民バスが通っていない地域で生活する住民にとっては、これは大きな問題です。乗り合いタクシーについては、行政でもいろいろ資料を収集しているとは思いますが、私も調べましたところ、大変行動範囲が広がったと、買い物客がふえた、バスより便利でタクシーより安く、戸口から戸口まで送迎する乗り合いタク

シー方式ですが、デマンド交通システムは、地方における公共交通問題を解決するシステムとして、導入する自治体が現在少しずつふえております。

実施されております自治体での報告によりますと、デマンド交通システムは、地域のタクシー会社や自治体のワゴン車などを乗り合いで利用することで、安価な運営費、利用費で、新しい交通システムの構築が実現できると。また、住民にとっても、タクシーを乗り合いで利用し、戸口から戸口までの送迎サービスを受けられるために、安価で便利な交通手段が確保できると。車を利用しない、運転しない住民の行動範囲も広がり、地域活性化につながると。

また、自治体にとって、赤字バス路線に対する補助金も削減できると。今年度平成17年度の決算では、市民バス運行委託料2,100万円、地方バス路線維持費約2,060万円と、こういうふうな決算で出ておりますけれども、昨日も同僚議員が、この赤字バス路線の廃止ということになると、今、茨交5路線の廃止の届出があるということですので、例えば水府から里美高校にも行けなくなってしまうと。ですから、この問題については、いろいろ調整も必要になってくるかと思っておりますけれども、場合によっては、バス路線に対する補助金の削減ができると。

地域住民に対して高付加価値の行政サービスが実現できる、地元商店街にとっては住民の往来の増加による来客増が見込まれる、また、地元民間交通機関にとって、待機車両の有効活用ができ、安定的な収入を確保できるなどのメリットがあると、このように報告をされております。

東海村では、一律1回200円と聞いておりますが、ことしの4月から運行を始めております。また、石岡市ではことしの10月から、石岡市デマンドタクシー試行運転が開始されまして、ちなみに利用料金ですけれども、大人が1回300円、小学生が100円、障害者及び付添者がめいめい100円というようなことで、未就学児が無料、こういう計画も出されております。

地域交通会議での協議の検討の中で、今年度中には新しい交通計画が立てられる計画となっていると思います。いつごろでき上がるのか、この予定をお伺いしたいと思いません。

4番目に、新介護保険制度に伴う福祉用具貸与への助成制度についてお伺いいたします。

ことし4月からスタートした改定介護保険では、要支援1、2と要介護1の軽度な高齢者は、車いすや介護ベッドなどの福祉用具の貸与のサービスが、介護保険から外されてしまいました。経過措置がとられている利用者に対しては、9月までで期限が切れてしまいます。そうなりますと、返却するか、レンタルにするか、自費で購入するかの選択が迫られることになるわけで、利用者からも大変不安の声が出されております。

私も、先ごろ相談を受けました。この方は、特殊ベッドを利用されているわけですが、このように語っておりました。「人間として見放された思いだ」。私は、この見放された思いだという言葉聞いて非常なショックを受け、本当に今でも頭から離れないわけ

です。私は、こういう方にこそ血の通った行政を進める意義があると思います。福祉用具貸与の是非を判断する際には、ケアマネジャーや主治医の判断を最大限に尊重されるようにすべきであると考えますけれども、ご見解をお伺いいたします。

また、これまで利用していた車いすや介護ベッドを取り上げることがないように、私は、福祉用具の貸与、あるいは購入への助成制度をつくり、要支援、要介護の人々への支援を求めたいと思いますけれども、ご見解をお伺いいたします。

5番目に、障害者自立支援法の問題・影響と市独自の補助制度についてお伺いいたします。

障害者自立支援法が10月から本格施行になります。既に4月から原則1割の応益負担が導入されて、そのほか、負担上限月額的大幅な引き上げ、所得区分認定の単位が本人収入から世帯収入に変わると、また、食費、光熱費などが全額自己負担になるなど、これでは自立支援どころか自立阻害と言ってもよいほど、大幅な利用者負担増となる支援法の成立です。全国的に退所が相次ぐ深刻な問題も噴出しております。改めて、自立支援ではなく、これは自立阻害だという批判の声が上がっているわけです。

自治体が障害者と家族、施設関係者からの負担増の軽減を求める強い要求を受けて、独自の施策を講じられている自治体もふえております。障害者共同作業所の関連施設でつくる全国組織きょうされんがありますけれども、ここの調査で、ことし春の調査になりますけれども、8都府県と242市区町村、これは全市区町村の13%に当たりますけれども、市区町村の独自の施策などがされておりまして、その後も増加をしております。

当市では、自立支援法によってこれまで利用されてきた人たちからどのような意見、相談が出ているのか、状況をお伺いいたしたいと思います。

10月からは、市町村の事務事業である障害程度区分とこれに基づく支給決定、地域生活支援事業の開始などが始まり、自治体の責任も大きくなると思います。これまでどのような対策をとってこられたのか、また、今後の対応についてお伺いいたします。

障害者の方々の真の自立を支えるために、私は、次のことを行うべきではないかと、市長の見解をお尋ねいたします。大きくは3点あります。

1点目は、独自の施策を行っている自治体などに学んで、市独自の軽減策を実施すること。この中には2つほどあります。在宅障害者の全サービスの利用料負担を、できれば3%あたりに軽減すること。2点目に、非課税世帯を初め、高額所得者以外の住民税課税世帯の利用料の上限額を2分の1に減額するとともに、総合上限制度を設けること。

大きく2点目、障害者の施設に対してですけれども、この施設の報酬額が日割になることによって、施設の運営に大きな影響が出ることが予測されております。私も何力所かで意見を聞いてまいりましたけれども、例えば、旧保健所の2階を利用されております障害者の作業所は、今後残れるかどうかということで非常に心配されております。利用日数ではなく、利用者数による市独自の運営費補助を行うなど、従来どおりの運営ができるような補助を行うこと。

大きく3点目、障害福祉計画の策定に当たってですけれども、国の基準に追随することなく、市の独自性を発揮すること。そのためにどうするのかということでは、基本的には障害者や施設事業者の実態調査をしっかりと行うと。そして、計画策定に必要な介護給付、訓練等の給付、地域生活支援事業など、すべてのニーズを把握することが大事だと思います。障害者の暮らし、福祉を守るために、自治体で独自の負担軽減策を講じることが期待されますが、ご所見をお伺いいたします。

6番目に、急傾斜の調査と防災対策についてお伺いいたします。

現在、県の事業として順次急傾斜地崩壊対策事業が実施されておりますけれども、特に近年、大雨が頻繁に発生しており、急傾斜を背にして暮らしている方や、急傾斜地の道路の通行は大変不安です。県内一の広い面積を持つ当市として、急傾斜地を多く抱えており、現在どのような対応・対策に取り組まれているのか伺います。

また、県との協議はどのように進められているのか、伺いたいと思います。

7番目に、地域の要望について3点ほどお伺いいたします。

1つは、パルティホール入り口の信号機設置についてです。

歩行者を初め、自転車や車の通行者など、だれもが危険を感じながら通行しているパルティホール入り口の交差点は、安全確保の面から言えば本当に危険な箇所です。毎日心配をしております。近所の方も、本当にそこに信号機をつけなければだめだと、危ないという声がたくさん出ております。数年前から特に車の通行量がふえ、地域の皆さんからも、ぜひ信号機をつけてほしいという要望も出されておりました。私も以前から要望してまいりましたけれども、この9月に入りましてから、内堀町と中城町の代表者、町会長連名で、信号機設置の申請書が出されました。県公安委員会への要望では、これまでも要望しておりますけれども、どのように協議をされているのか。

また、今回出されました申請書の取り扱いについても、県の公安委員会に対して強い働きかけをお願いしたいと思っておりますけれども、ご所見をお伺いいたします。

2つ目です。谷河原駅北側の踏切の拡幅についてお伺いいたします。

この踏切は、ご承知のように狭く、通学・通園時においては混雑し、以前より危険性が指摘されて、佐竹南台の住民を初め地域住民の方々からも強い要望であり、改善が求められてきているところです。私もこれまで要望してまいりましたけれども、ようやく地元町会長さんを初め、地権者の方々の並々ならないご理解とご努力によって、地権者との話し合いも済み、測量が完了されたという話を伺っております。

その後の計画の予定についてお伺いをいたします。これにつきましては、茨城県の合併市町村幹線道路緊急整備支援事業として行うということですので、どのように進めていくのか、計画を伺いたいと思います。

3番目に、国道293号線から旧川中子駅間の道路の整備について伺います。

この区間の道路も狭く、世矢幼稚園、小学校、中学校の通園・通学路にもなっております。朝の時間帯は大変危険な状況に置かれております。早く整備してほしいという要望

も出されております。あの箇所は、県の交差点改良の計画もあり、河川改修なども含めて幾つか問題がある箇所でありますけれども、今後、県との関係の中で、どのような考え方をもとに進められていくのか、お考えを伺いたしたいと思います。

また、以上の3カ所について、児童生徒の通学路になっており、その整備については、教育委員会も担当課との協議を積極的に進めていただきたいと思いますけれども、あわせて教育委員会からのご所見もお伺いいたします。

以上で、1回目の質問を終わります。

議長（高木将君） 午後2時25分まで休憩いたします。

午後2時13分休憩

午後2時25分再開

議長（高木将君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。市長。

〔市長 大久保太一君登壇〕

市長（大久保太一君） 宇野議員のご質問にご答弁申し上げます。

まず最初に、市民増税・負担増に対する軽減策についてのお話の中で、第1点目は、この税制改正によりまして、高齢者の税負担が増加していると、どのぐらいの負担増となっているのかということでございます。

議員ご発言のとおり、税制改正によりまして、高齢者控除の廃止、あるいは公的年金特別控除の引き下げ、さらには、定率減税や老年者の非課税措置の廃止によりまして、確かに高齢者の税負担増となっております。年金受給者でこれを見ても、平成18年度、今まで非課税であった者のうちから、この税改正によりまして、2,060人が非課税対象者から外れるということになりました。その結果といたしまして、年金受給者全体で見ますと、2,207人の増税ということになりまして、1億1,671万2,300円の増ということになっております。

また、もう1点ご質問のございました、市民税等の負担がふえれば、国保、介護保険料、さらには住宅使用料、高齢者の負担増に対し、国に対して中止を要望すべきということに関しての市長の見解を問うということでございます。

この間の税制改正の趣旨は、少子高齢化社会における年金、医療、介護、あるいは少子化対策に要する費用の見直し等を踏まえまして、その費用をあらゆる世代が広く公平に分かち合うという観点からの改正であると理解をしているところでございます。非課税措置の廃止につきましても、現役の独身給与所得者は、既に給与収入245万円で年額4万8,000円の税負担をしております。公平性の面からも、一定の所得を有する高齢者からの税負担もやむを得ないものというふうに考えております。

しかしながら、高齢者の負担増につきましては、非常に厳しい状況にあることも事実であります。国・県への意見につきましては、税を初め、保険や医療、福祉について、機会

あるごとにこれまでも述べてまいりましたが、これからも積極的に発言をしてまいりたいというふうに考えております。

もう1点、障害者福祉に関してのご質問がございました。

障害者自立支援法ということができましたのは、障害者福祉施策が平成15年度からノーマライゼーションの理念に基づきまして導入をされて、支援費制度によって今日に至ったわけですが、今までのこの制度は、身体障害、知的障害、精神障害といった障害種別ごとに縦割りでサービスが提供されておりました、施設、事業体系がわかりにくく使いにくいということが1つの理由となりまして、障害者自立支援法ができたわけでありませぬ。

その結果、障害福祉サービスといたしまして、介護給付及び訓練等給付の2本立てになりまして、その2本が障害福祉サービスでありまして、もう1点は地域生活支援事業、この3本になりまして、今、新しい体系が編成をされたところであります。

議員お尋ねの、市独自で負担軽減策はないのかと、こういう考えはどうだというお尋ねがございました。これらの支援法の改正によりまして、確かに今まで、低所得者に対しては負担増ということになります。法的な月額負担上限額を申し上げますと、市町村民税非課税世帯で、サービスを利用するご本人の収入が80万円以下の方に対しては月額1万5,000円、市町村民税の非課税世帯である場合には、2万4,600円ということになっておるわけでありませぬ。

しかしながら、通所サービス、入所施設等、これは20歳未満の方を対象といたしますが、さらには、ホームヘルプについて、社会福祉法人等が提供するサービスを利用する場合、施行後3年間は経過措置として収入や資産が一定以下であれば、社会福祉法人の減免の対象になるわけでありませぬ。この場合、1つの事業所における上限額は、先ほど申し上げました月額負担上限額の半額となるわけでありませぬ。

このような処置が講じられておりますことから、市としては、これによる経過を見た上で、研究をしてまいりたいというふうに考えるところでございませぬ。したがって、ただいま現在におきましては、軽減策を考えてはおりませぬ。

議長（高木将君） 市民生活部長。

〔市民生活部長 綿引優君登壇〕

市民生活部長（綿引優君） 市民生活部関係のご質問にお答えいたします。

最初に、PCB処理施設建設計画と県の対応についてお答えいたします。

まず、県の対応と市の対応についてですが、3月1日付で茨城県知事に対し、意見書を提出しましたが、その後県に確認したところ、何ら進展していない状況でございませぬ。

一連の流れとしまして、廃棄物処理施設の許認可権限は茨城県知事にあり、県作成の事前審査要領の手順に基づき、進められるものであります。この意見書提出後は、茨城県の指導のもと、正式な事業計画書の提出、調整会議等を経て、事前審査が終了するわけですが、通常この事業計画書提出前に、業者による地元関係者への説明、同意取得の手順があ

り、事業計画書に必要な添付資料とする地元関係者等の調整状況調書の作成があります。

当市のかかわりとして、同意書の原本照会など、調整内容を確認し、この調書を市長より業者に対して送付する行為が残っておりますので、事前審査の初期的な進捗状況と認識しております。今後も審査手順を見きわめながら、対応してまいりたいと考えております。

次に、PCBの保管状況の事業者数と種類についてであります。この件につきましては、常陸太田市の公有施設は掌握済みであります。市内の民間事業所等は茨城県において実態調査を行っています。なお、県の調査結果については、情報管理面から細部にわたっての公表は慎むとのことありますので、事業者数等でお答えいたします。平成18年6月30日現在、1、市所有施設10カ所、2、民間事業所24カ所、3、国・県施設5カ所あります。

次に、7の地域の要望について、市道0110号線中城町交流センターパルティホール入り口交差点の信号機設置要望についてお答えいたします。

信号機の設置につきましては、道路改良に伴う信号機の設置以外は、町会長等からの申請をいただき、太田警察署を經由し、県公安委員会へ申請となっております。なお、申請があれば設置ということではなく、太田警察署が現地の交通状況等を調査し、必要と判断した場合、太田警察署から県公安委員会へ申請となり、再度現地の交通状況等を調査し、必要と判断した場合設置となります。

以前、議員から同所の信号機の設置要望があり、担当課から太田署に協議したところ、警察署の交通担当が現地の交通状況等を調査し、県公安委員会と協議したところ、緊急設置を要せずとの判断でありました。しかし、当時と交通状況等も変わっていることから、また、12日、中城町、内堀町の町会長から要望書が提出されましたので、関係課と協議の上、再度太田警察署及び県公安委員会に要望してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（高木将君） 市長公室長。

〔市長公室長 川又善行君登壇〕

市長公室長（川又善行君） 公共交通の確立についてのご質問にお答えいたします。

まず、市民バスの拡充と整備についてお答えいたします。

市民バスの現在の路線は、年度の途中から路線が変更になることにより利用者が混乱することを避けるために、合併前の常陸太田市の路線6コースにつきましては変更を行わないで、金砂郷コース、水府・里美コースを試行運行として増設したものでございます。昨年実施をしましたアンケートのほか、現在利用者へのアンケートを実施しております。さらには、今日まで市民からいただきましたご意見につきましても参考としまして、地域交通会議においてご審議をいただき、よりよい、利用しやすい路線の再編を行ってまいります。

次に、バス停の件でございますけれども、現在運行している市民バスのバス停の総数は

364カ所ございます。市民バスにつきましては、地域交通会議において、他の公共交通とあわせて総合的に見直しを行っているところであり、市民バスの運行方法、運行主体等についても検討内容としております。また、路線等についても、現在の路線の再編が必要と思われるので、これらが確定した段階で、各停留所の屋根、ベンチの設置の可能性・必要性について検討してまいります。

次に、乗り合いタクシーの実施についてお答えいたします。

現在、地域交通会議において、市の交通体系について総合的に検討を行っているところでございますけれども、この中で、基幹となる路線と、これらを補完する路線等について検討しているところでございます。補完路線の運行において、乗り合いタクシー、デマンド方式等についても1つの案としまして、運行主体や運行方法等とあわせて検討を行ってまいります。なお、地域交通計画の策定についてでございますが、平成19年2月を目途に進めてまいります。

以上でございます。

議長（高木将君） 保健福祉部長。

〔保健福祉部長 増子修君登壇〕

保健福祉部長（増子修君） 新介護保険制度に伴います福祉用具の貸与への助成制度についてお答えをいたします。

福祉用具の貸与サービスにつきましては、もともと便利だから利用するというものではないでございます。体の状態に応じて必要と判断される方が利用されるサービスでありまして、今回の制度の変更につきましては、この趣旨を徹底させるためのものであると思われまします。制度の変更の対象となります福祉用具は、車いす、それから特殊寝台など5品目ありますが、このうち当市の給付状況から見ますと、量が多い種目としましては特殊寝台となっております。

そこで、これまで利用されてきた方々が、介護給付の対象外となることによりまして、引き続き利用する場合には、経費の助成制度ができないかということでございますけれども、市の独自の助成につきましては、制度変更の趣旨を踏まえまして、利用されている状態像から判断することも必要と思われましますので、検討課題ということで考えていきたいなと思っております。

なお、保険給付の対象外であることを前提に、当該利用者が選択により、引き続き指定福祉用具の貸与事業者と契約によりまして、みずから費用を払うことによりまして、サービス利用を妨げるものではないとされていることでございますので、保険給付対象外となる方に対する10月からのレンタル価格を見直す事業者も複数出てきております。その一例を挙げさせていただきますと、特殊寝台でいいますと、9月までに自己負担額が1,300円から1,600円ぐらいでしたけれども、10月以降につきましては、一番簡易なベッドであれば、1,655円からレンタルができるということで聞いております。

それから、5番目の、障害者自立支援法の問題・影響と市独自の補助制度の創設につい

てでございます。

障害者自立支援法が4月施行後の利用状況については、代表的な在宅サービスでございますがホームヘルプサービスの利用は延べで55人、ショートステイ利用者は延べで8人、デイサービス利用者は延べで51人ということで、グループホーム利用者が5名となっております。

障害者からの法施行後の特別な相談は、今のところございません。

また、これらの各種サービスにおきまして、今のところ目だった利用減は見られません。問題・影響等は、今のところはないということでございます。

また、非課税世帯への市独自の助成制度の創設につきましてでございますけれども、法に基づき運営してまいりたいと考えております。市独自の軽減策や補助制度については、現在のところ考えておりません。

それから、意見聴取でございますが、障害者計画の中などで、障害者からのアンケートをとったり、策定委員に障害者代表に入っていただいたり、または、その施設代表や公募により委員になっていただきまして意見を取り入れていくということで、方向づけを考えているところです。

以上でございます。

議長（高木将君） 建設部長。

〔建設部長 川又和彦君登壇〕

建設部長（川又和彦君） 初めに、急傾斜の調査と防災対策についてお答え申し上げます。

去る7月28日に発生いたしました里美地区の国道349号のり面崩落を受け、8月に、全市域におきまして急傾斜地等の緊急調査を実施したところでございます。内容につきましては、高さが5メートル以上のり面モルタル吹きつけ箇所、擁壁、ブロック等の構造物及び地滑りが予想される箇所を対象として現況調査を行い、危険箇所の把握に努めたところでございます。対策の必要性が認められた箇所につきましては、今後さらに点検を強化し、優先順位に基づき、計画的に工事を実施してまいります。

なお、災害による被災を最小限にとどめるとともに、災害発生時の復旧に迅速に対応するため、既に災害対応マニュアルを作成し、急傾斜地及び地すべり危険箇所等の定期的なパトロールや大雨時のパトロールの実施など、安全確保に努めることとしてございます。さらに、災害時における防災措置及び復旧体制の充実強化を図るため、常陸太田市防災連絡協議会と災害応急復旧工事に関する協定を本年7月に締結するなど、災害の防止に努め、市民の生命と財産の保全を図ってまいります。

さらに、急傾斜地崩壊対策事業についてでございます。地元からの要請・要望をいただき、実施主体となってございます県と協議を行い、常陸太田市西二町地区及び同じく金井町、並びに水府の牛込地区、松平の計3カ所におきまして、本年度から工事に着手することにて調整が調ったところでございます。

次に、地域の要望についてお答え申し上げます。

谷河原駅北側の踏切の拡張についてでございます。

この踏切は、現在事業化してございます、磯部町の旧国道349号と天神林町の県道日立笠間線を結ぶ約3,000メートルの市道磯部天神林線の道路改良工事の一環として、その拡張整備の推進を図ろうとしているところでございます。

これまでの進捗状況及び今後の見通しについてでございます。谷河原踏切の拡張計画について、JRとの協議が調うとともに、地元説明会が終了しましたことから、本年度より用地測量、補償調査に、平成19年度から用地の取得に着手することとしており、平成22年度末ごろの供用を行政目標として、踏切の拡張整備に努めてまいります。

次に、国道293号から旧川中子駅間の道路整備についてでございます。

この区間は、通学路にもかかわらず狭隘な上に、歩道もないことから、交通安全の確保を図るため、早急な道路整備が求められているところでございます。そこで、現在県が推進しております国道293号川中子交差点の改良工事とあわせまして、この地区の一体的な整備を実施するため、平成19年度よりルートを選定など、道路整備計画の検討を行うこととしており、地元の協力をいただきながら、早期に工事に着手できるよう今後とも取り組んでまいります。

以上でございます。

議長（高木将君） 教育長。

〔教育長 小林啓徳君登壇〕

教育長（小林啓徳君） 地域の要望の中で、通学路についてのご質問にお答えをいたします。

ご質問にありました通学路における危険箇所につきましては、いずれも学校より危険箇所として報告があったところでありまして、教育委員会でも現地調査をし、通学路として安全確保が必要な箇所であると認識をしております。

通学路につきましては、毎年5月に通学路の危険と思われる箇所の事前調査を行い、その資料に基づきまして、教育委員会と各学校の教職員が現地調査を実施しており、その現地調査の結果から危険と判断し、早急に改善すべきものにつきましては、施設管理者である関係機関に整備改善の要望を行っているところでございます。通学路の安全確保は、児童生徒の通学上極めて重要なことでもあります。今後とも、学校と連携を図り、関係機関に対し整備・改善の要望を行い、通学路の安全確保に努めてまいりたいと思います。

議長（高木将君） 26番宇野隆子君。

〔26番 宇野隆子君登壇〕

26番（宇野隆子君） 2回目の質問を行います。

1点目、1項目、庶民大増税・負担増に対する軽減策について、市長みずからご答弁をいただきました。この中で、特に今回の地方税法の改悪によって、高齢者、年金生活者の痛手が大きいわけですね。この方たちは、少なくなることはあってもお金がふえることはな

いと、こういう方が大半なわけです。そういう中で、この大增税に対しての負担は大きいと。それに連動して、先ほども申し上げましたけれども、国民健康保険税、介護保険料なども値上げになると。

そういう意味では、この負担増が、当市にとってどれだけの増収になるのかということで、1億1,671万という数字が出ました。私は、これだけの1億からの増収は、市民の負担増、痛みによって得られる増収額であるわけです。そういう意味から言えば、やはりできるだけ軽減策、特に低所得者、高齢者の方々に対する軽減策は、今後検討をしていかなければならないのではないかと。そして、地方自治法にも、市町村の役割というのは福祉の増進に努めると、はっきりと明記されているわけです。これは特に書かれているわけです。

そういう意味では、これだけの増収を効果的に、やはり少しでも市民の痛手を小さくするという意味では、軽減策については真剣に検討をしていただきたいと思っておりますけれども、私は、もう一度ご答弁を市長からいただきたい、このように思います。

P C B処理施設の計画と県の対応については、これまでの経過につきましてはわかりました。参考までにお話しいたしますと、有害なP C B処理施設で、今、高濃度のP C Bが排出される事故が相次いでいるわけです。安全だ、安全だと言われながら、事故が続いていると。これは大変な問題だと思っております。国が100%出資しております日本環境安全事業の東京事業所が、3月に排水漏れと、5月には高濃度のP C B排気を放出するなどの事故を立て続けに起こしていると。また、愛知県の豊田事業所でも漏えい事故を起こす。

今回、当市に計画されております、日本車両株式会社を事業主体としておりますエコロジック・ジャパンですけれども、同様に半田市にもありますけれども、この民間処理施設でも安全性が非常に問題になっている、問題が起きていると。今回、私は、宮の郷工業団地には、こうした今のエコロジック・ジャパンが求めている産業廃棄物の施設はなじまない。当該地となる金砂郷地区の皆さん、あるいは当市の将来に希望の持てる企業誘致へのご努力をさらに市長にお願いしたいと思っておりますけれども、改めてもう一度ご答弁をお願いいたします。

それから、当市に保管されておりますP C Bの状況についてですけれども、これは、公開できないということで、事業所の数等々だけを今報告されましたけれども、やはり県にも要望を出して、どのように今保管されているのか、これは大事なことで、ぜひお願いしたい。これについてももう一度ご答弁をお願いしたい。といいますのは、建設したいと求めている事業者が、保管されているのが非常に危ない状況にあると、ですから早くつくるべきだ、こういう意見を持ち出しているわけです。ですから、きちんと保管されているのかどうか、やはりまずこの調査が今一番大事なことではないかと思っておりますので、この点についてご答弁をお願いいたします。

市民バスの運行整備について、いろいろ出されまして、交通会議による交通計画ですけ

れども、2月を目途に報告されるということですので、しっかりとした前向きの内容で、本当に公共交通、安全が確保された市民にふさわしい交通体系にできるように、行政がしっかりとイニシアチブをとってお願いしたいと思います。

バス停の整備ですけれども、これについては、私は交通会議の計画を待たずに、今本当に必要としている……、スーパーの前に2カ所ありますけれども、これはごらんになりますと、本当に縁石に座っている方などもいらっしゃるわけで、大変危険でありますので、高齢者の方々のサービスという点から見れば、そうお金がかかるわけではありませんので、早いうちにその2カ所にはぜひつくってほしいと。私は、なぜ庁舎内の敷地につくったのかと、本来ならまずそれを聞きたいと思います。必要とあってつくるのであれば、やはりバイパス通りの商店のところの停留所の早目の整備を私はお願いしたいと。設置の数はわかりましたけれども、整備についてぜひお願いしたいと思いますけれども、もう一度、要所について早急に整備をするということについてどうなのか、お考えを伺いたいと思います。

乗り合いタクシーの問題につきましては、いろいろ資料も収集されておまして、前向きに検討されておりますので、ぜひよろしくお願いいたしたいと、このように思います。

4番目の、新介護保険制度に伴う福祉用具レンタルへの助成制度についてですけれども、これは、先ほど部長答弁のように、必要だから福祉用具をこれまで使っていたわけですね。要介護1の方が、今度の改正によりまして要支援2ということで、認定外にされている方が多いわけですね。そういう中で、私が先ほど申しましたように、本当に見放されたということがどういうことなのかと、私は、本当にこの高齢者の方の気持ちを行政はしっかり受けとめなければならぬと、このように思うわけです。

対象外となりました福祉用具の貸与ですけれども、これは、軽減策をとりましても、予算の措置はそう大きい額ではないと思うんですね。ですから、ぜひ……、私も調べましたけれども、今、月1,300円ほどで特殊ベッドを利用されている方が大勢おりますけれども、これから1,655円というふうになると、またこれだけ、50円、60円の違いでも、これは大変なわけですね。ですから、3%あるいは半分の軽減策というようなことは、しっかり状況を見ながら検討していただきたいと思います。この痛みについてどう考えているのか、私はそれについてお考えをお伺いできればと思います。

それから、先ほどの乗り合いタクシーにつきましても、いろいろ問題は出ております。おとといの質疑で私はしましたけれども、決算の中での保険給付費の中で、主な疾病の中に口内炎、歯周病等ありましたね。こういう方なども、バスの走っていないところ、走っていても、予約時間に合わない結局タクシーを使わなければならないということで、なかなか歯医者にも通えないと。こういう予防ですね、医療費の縮減ということを考えても、乗り合いタクシーは非常に便利でありますので、ぜひ低額で利用できるような方法を早期に計画してほしいと思います。

障害者の自立支援法の問題と影響ですけれども、今後、いろいろ社協のサービスを受け

れば、先ほど市長がお話しされましたように、施行後3年間一定の軽減があると言いましたけれども、私なども障害者の方に聞きまして、先ほど部長は問題がないと、相談もないと言いましたけれども、私などが担当課へ行って聞きますと、これが問題でないのかどうかわかりませんが、今のところは何とかなるだろうと、こういう障害者の方の意見であると。今のところということは、障害が治るわけではなくて、3年、5年、10年とこういうことでの1割応益負担が続くわけですね。そういうときに、やはりこういう障害者の方をきちんと手助けをする、支援をするという意味では、やはりきちんと実態をつかんで、本当に必要なところには財源も回すと。やはりこういうことが、私は温かい行政であると思うんです。

ですから、ぜひ経過を見ながら、私はきちんと検討をすべきであると思いますけれども、今は検討していないということですが、状況を見ながらきちんと判断をして、検討すべき課題であると思いますけれども、もう一度ご所見をお願いいたしたいと思います。

7番目の市の危険箇所の要望につきましては、わかりました。よろしく働きのほどお願いをいたしたいと思います。

信号機の問題につきましても、私もすぐ近くに住んでおりまして、交通量が多くて、車が切れたとき、あるいは車がとまらない限りは絶対にあそこを渡れないんですね。何としても信号機が必要なので、ぜひ町内会会長の連名で出ております申請書を重く受けとめて、県への十分なる働きかけをお願いいたしたいと思います。

2回目の質問を終わります。

議長（高木将君） 答弁を求めます。市長。

〔市長 大久保太一君登壇〕

市長（大久保太一君） 宇野議員の2回目のご質問の中で、高齢者の税負担がふえてきていることに関して、これの用途についてもっと考えると、こういうご質問でございます。これらにつきましては、貴重な財源といたしまして、高齢者福祉を初め、あらゆる住民福祉の向上ということに有効に活用してまいりたいと思います。

2点目といたしまして、PCB処理施設について市長の所見はということでございます。昨日もご答弁申し上げましたように、昨年の12月定例会、そして、ことしの3月の定例会等で申し上げたとおりでございます。県に提出いたしました意見書に書きましたことに関しては、ただいまも変わっておりません。

議長（高木将君） 市民生活部長。

〔市民生活部長 綿引優君登壇〕

市民生活部長（綿引優君） PCBの廃棄物の保管状況であります。PCB廃棄物を保管する事業者は、毎年度末の保管状況等を知事に届け出る義務が規定されております。本県における保管事業者は、毎年6月末までに、県内各地の総合事務所環境保全課に保管状況の届けを行うことになっております。保管につきましては、国・県・市との役割を確認し、対処してまいりたいと思っております。また、県との協議を密にしていきたいと思っ

ております。

議長（高木将君） 保健福祉部長。

〔保健福祉部長 増子修君登壇〕

保健福祉部長（増子修君） 2回目のご質問にお答えします。

ただいま新介護保険制度に伴います福祉用具の貸与の関係につきまして、どういう意見を持っているかということでございますけれども、これは、確かに国の制度でございますが、今までの要支援1、2、それから要介護1まで、使っていた人が使えなくなるということで非常に……。でも、本来は起き上がりについては、要介護1の人までは自分で起き上がれるということで、国の中での制度では、そこまではできることなだからそのとおりにしていただくということで、今回やっておりますけれども、それにしましても、たくさんの方が今までこのベッドについては利用をしておるわけでございますが、この分につきましては、先ほど申しましたように、検討課題とさせていただきます、いろんな形から見ていきたいなというふうに思っているところでございます。

また、5番目の障害者自立支援法の中でご質問がございました。これにつきましても、実態の把握をしていないんじゃないかというお話がございまして、これにつきましては、制度が始まったばかりでございます。今後その実態を、どのような方向でなっていくのか、今の利用者の部分でどうなのか、その辺につきましては詳細に調べていって、最終的にそれに対しての方向づけをしていきたいなというふうに思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

議長（高木将君） 市長公室長。

〔市長公室長 川又善行君登壇〕

市長公室長（川又善行君） バス停に關します2回目のご質問にお答えを申し上げます。

市民バスのバス停の現況については、承知をしております。道路管理者、警察などとの調整・協議も必要と考えられますので、今後十分検討してまいります。

以上でございます。

議長（高木将君） 26番宇野隆子君。

〔26番 宇野隆子君登壇〕

26番（宇野隆子君） 持ち時間があと1分となりましたので、2点について伺いたいと思います。

1つは、PCBなんですけれども、これに対して先ほど、非常に安全と言われながらもいろいろ事故が起きているということで、その保管が適切なのかも含めて、国に対して安全な研究を求めていくということが非常に大事だと思いますので、国への要望をお願いしたいと思っておりますけれども、ご所見をお伺いしたいと思っております。

それから、もう1点、私は今度の改正介護保険、支援法等々、それから大増税の問題も挙げましたけれども、やはりこれまでの例えば介護予防、福祉の事業をしっかりと維持し、介護保険の給付も改善して、高齢者の方々がその人らしく、人間らしく生きていくことを

支援すると、こういう健康づくり、本来の予防事業をやはり地域で多面的に広げていくという部分では、大きなご努力を行政にお願いいたしたいところでございますので、市長のご見解を最後をお願いして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（高木将君） 答弁を求めます。市長。

〔市長 大久保太一君登壇〕

市長（大久保太一君） PCBの処理施設建設関連につきましては、国というよりは、私は、その裁量権を持っております県の方とのやりとりということが中心だと思えます。先ほど申し上げましたように、意見書に記載したとおりでございますので、今後も県とその方向で協議を進めてまいりたいというふうに思います。

それから、もう1点、福祉関係につきましては、人間の体と同じでありまして、血の通わないところは壊死をするということになります。よく経過を見極めながら、対応してまいりたいというふうに思います。